



日赤会費(活動資金)ご協力のお願い

西ノ島町では、現在約700名(世帯)の方に会員として加入していただいておりますが、年々会員が減少してきています。日本赤十字社の活動は、皆様の会費により支えられています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
また今年度も、各地区の区長さんにご協力いただき、7月中に会費納入のお願いに伺います。

Q 日赤の会員って？

A 日本赤十字社の「会員」とは…
赤十字の人道的な活動に賛同し、毎年700円以上の資金協力をさせていただく方のことです。個人・法人を問わず、どなたでも会員になることができます。

一般会員	700円/年 1,000円/年	特別会員	2,000円/年
------	--------------------	------	----------

Q 会費って何に使われているの？

A 皆様から頂いた「会費」は…
災害時の救護活動や復興支援活動、病院運営、救命手当、応急手当等を普及する講習会、青少年赤十字活動の促進、国際救援活動などの活動資金として役立てられています。

Q 赤十字の講習会って？

A 誰でも受講できる講習会です。
日本赤十字社島根県支部では、手当ての基本などを学べる「救急法基礎講習」や、急病の手当て・ケガの手当て(止血、包帯、固定)などを学べる「救急法・救急員養成講習」を行っています。日時、会場、受講内容、受講費については、お問い合わせください。



日赤の会員新規加入または増額を希望の方、赤十字講習会受講については、
西ノ島町役場 健康福祉課 (☎6-0104) まで お問い合わせください。



郷土出身力士情報

本町出身力士、隠岐の岩(八角部屋)さんは、西三段目98枚目で5月場所に臨み、4勝3敗という成績でした。
益々のご活躍を期待するとともに、今後とも応援をお願いします。

隠岐の岩(八角)	番付	初日	二日目	三日目	四日目	五日目	六日目	七日目	八日目	九日目	十日目	十一日目	十二日目	十三日目	十四日目	千秋楽
		西三段目98枚目	○	-	-	●	-	○	-	●	●	-	○	-	-	○

○：勝 ●：負

次回：7月場所(名古屋場所) 7/7(日)~7/21(日)

健康福祉課だより

なくそう！望まない受動喫煙

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、受動喫煙防止に関する法律（健康増進法）が改正されました。この改正により、2020年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となります。

☆ 改正健康増進法の基本的な考え方

- 1) 改正の目的は「望まない受動喫煙による健康影響をなくす」ため
- 2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



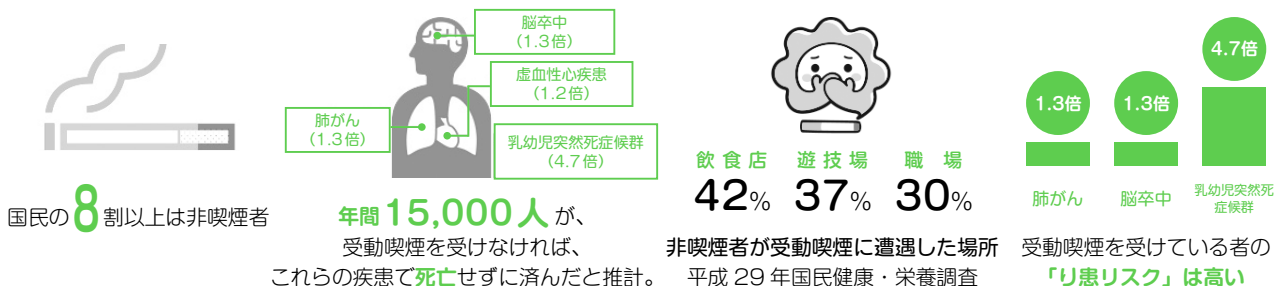
喫煙室には
標識掲示が義務付けに

☆ 施設の類型・場所ごとの対策、施行時期

2019年7月1日～
学校、病院・診療所、児童福祉施設等、行政機関の庁舎など 原則 敷地内禁煙 (※屋外に喫煙場所を設置することも可能)
2020年4月1日～
上記以外の多くの人が利用する施設（事業所等）、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道など 原則 屋内禁煙 (※喫煙専用室、加熱式タバコ専用喫煙室を設置することも可能)

◎ 『受動喫煙（じゅどうきつえん）』とは…

他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙（副流煙）や、その人が吐き出す煙（呼出煙）を吸い込んでしまうことを言います。いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、その煙を吸い込んだ人にも影響を及ぼしてしまいます！



◎ 改正健康増進法に関する内容や施設の対応等に関する相談については、
隠岐保健所 地域健康推進課(電話:08512-2-9713)までお問い合わせください。